長浜市告示第１３８号

長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱（平成30年長浜市告示第240号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月３１日

長浜市長　浅見　宣義

附則第２項中「令和１１年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に改める。
附則に次の１項を加える。
（告示の失効に伴う経過措置）
３　前項の規定によるこの要綱の失効の際現に第３条第１項の規定による登録をしている者については、第４条から第６条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
附　則
この要綱は、令和７年３月３１日から施行する。